

工事成績評定要領改正の概要

- 1 手直し工事の程度が小さい場合は、工事成績が大きな減点にならないよう改正（土木、建築設備）**
（現行） 検査で施工不良を指摘した場合、その程度の大小にかかわらず「d」評価となり、大きく減点。
（改正） 手直し工事の程度の小さい場合は、「d」より上位の評価とすることができるよう改正。なお、手直し工事の程度が小さいとは、手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合とした。
- （改正箇所）**
- | | | | | | | | |
|-----------------|-------|---|-----------|----|-----|----|----|
| ・様式土3-1④ | 総括監督員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | II | 品質 |
| ・様式土3-4 | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | | |
| ・様式土3-5(1)~(30) | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | II | 品質 | | |
| ・様式建3-1-⑦⑧⑨⑩ | 主任監督員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | II | 品質 |
| ・様式建3-3-②③④⑤ | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | II | 品質 |
| ・様式建3-8-⑤⑥ | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | II | 品質 |
- 2 「(特段の)工夫」と記載された評価項目を削除（土木）**
（現行） 「(特段の)工夫」と記載された評価項目は、他の模範となるほど質が高い場合に評価しているが、該当することが少ない。
（改正） 国交省や他県を参考に、書類作成に関する「(特段の)工夫」を評価する項目を削除若しくは見直し。ただし、現場における施工面等で工夫した場合は、これまでどおり評価。
- （改正箇所）**
- | | | | | | | | |
|----------|-----|---|-----------|---|------|--|--|
| ・様式土3-2② | 検査員 | 2 | 施工状況 | I | 施工管理 | | |
| ・様式土3-3 | 検査員 | 2 | 施工状況 | I | 施工管理 | | |
| ・様式土3-4 | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | | |
- 3 特に改善を要する事項を評価項目に追加し、注意喚起（土木）**
（改善を要する事項）
- (1)出来形管理が20m又は40mに1箇所のみで、図面に示された測点毎に実施していない。
 - (2)工事完成図を作成したのみで、寸法表示個所の管理表を作成していない。
 - (3)コンクリート表面に番線や釘を露出したままで、処理していない。
 - (4)二次製品等の組立や連結を適切に行ったことの点検記録が整理されてない。
- （改善を要する事項の追加箇所）**
- | | | | | | | | |
|------------------|-----|---|-----------|----|-----|--|--|
| (1) 様式土3-4 | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | | |
| (2) 様式土3-4 | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | I | 出来形 | | |
| (3) 様式土3-5(1)ほか | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | II | 品質 | | |
| (4) 様式土3-5(13)ほか | 検査員 | 3 | 出来形及び出来ばえ | II | 品質 | | |
- 4 品質評価対象工種のうち、類似したものを統合（土木）**
（現行） 「ブロック（石）積工（張工）」は「護岸・根固・水制工事」の一部であるが、使い分けに関する規定なし。
（改正） 「護岸・根固・水制工事」に「ブロック（石）積工（張工）」を統合し、評定を統一。
（改正箇所） 様式土3-5(3) 検査員 3 出来形及び出来ばえ II 品質
- 5 ICT土工を採用した場合は加点し、導入を推進（土木）**
（現行） 建設現場の労働力不足や生産性向上の取り組みとして、ICT土工を推進。
（改正） ICT土工を取り入れたことを受注者が創意工夫として申請した場合、4点の評価とし、評定点0.72点を加点。
（改正箇所） 様式土3-7② 検査員 5 創意工夫 I 創意工夫

6 出来形のばらつき判定になじまない場合の基準を明確化（土木）

（現行）ばらつき判定になじまない場合の判定基準の明記なし。

（改正）ばらつき判定になじまない場合のばらつきは、50～80%とみなすこととした。

（改正箇所）様式土3-9 ※出来形のばらつきの考え方

1 上限のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定する。（現行どおり）

2 次の場合は、ばらつき50～80%とみなす。（今回改正）

(1) 規格値が設計値以上となっている場合

(2) 実測値を設計値とする場合（施工後の実測値を設計値に反映する場合）

(3) 根固ブロック・吹付砕等既製型枠を使用して施工する場合（厚さ、幅、高さ）

（例1）吹付砕工・・・法長・延長は上記2(2)、幅・高さは上記2(3)を適用、中心間隔は上下限値の50・80%で判定し、工事全体のばらつきを算定する。

（例2）切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記2(2)、オーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

（ばらつき判定の例）

工種	測定項目	母数 a	50%以内		80%以内		備考
			b	b/a	c	c/a	
吹付砕工	法長、延長	10	-	-	10	100%	上記2(2)を適用
	幅、高さ	10	-	-	10	100%	上記2(3)を適用
	吹付砕中心間隔	10	6	60%	9	90%	規格値±100mm
	平均	30	6	20%	29	97%	
切削工	厚さ	10	-	-	10	100%	上記2(2)を適用
	幅、延長	10	-	-	10	100%	上記2(2)を適用
オーバーレイ工	厚さ	10	6	60%	9	90%	上記1を適用
	幅、延長	10	-	-	10	100%	上記2(2)を適用
	平均	40	6	15%	39	98%	
植生工	法長、延長	10	-	-	10	100%	上記2(2)を適用
	厚さ	10	6	60%	9	90%	上記1を適用
	平均	20	6	30%	19	95%	
根固ブロック工	基準高	10	6	60%	9	90%	規格値±300mm
	厚さ、幅	10	-	-	10	100%	上記2(3)を適用
	延長	10	6	60%	9	90%	上記1を適用
	平均	30	12	40%	28	93%	
現場塗装工	塗膜厚	25	5	20%	15	60%	上記1を適用

7 その他

（1）加点項目を明示（土木、建築設備）

加点項目は評価の基準が高いこと、該当しない場合であっても項目削除するものでないことを、◎印により周知することとした。

・様式土3-1、3-2、3-3、3-4

・様式建3-1、3-3、3-8

（2）日常の出来形・品質管理の評定対象を明記（土木）

施工管理の評定項目の「日常の出来形・品質管理」は、施工管理基準のみを評定対象とすることを明記した。

・様式土3-1② 総括監督員 2施工状況 I 施工管理

・様式土3-2② 検査員 2施工状況 I 施工管理

以上